

○佐藤委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。陳情第21号、精神障害者の社会的自立を促す各種助成制度の充実についてに関わりまして、ここで委員会を休憩し、陳情提出者から趣旨・補足説明を受けることといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時08分

○佐藤委員長 再開いたします。

ただいま趣旨・補足説明を受けた陳情第21号につきまして、委員の皆様から、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、説明を受けたばかりでありますことから、陳情の判断につきましては、今回は保留とすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、市民生活に関する事項についてを議題といたします。

まず、旭川市民の日制定記念事業について、理事者から御報告願います。

○林市民生活部長 旭川市民の日制定記念事業について御報告申し上げます。

本年、市制施行100年を迎えるに当たりまして、これまでの100年を振り返り、ふるさと旭川への愛着と誇りを育み、未来の旭川へ思いをはせる契機とするために、8月1日を旭川市民の日として制定をいたしました。市民の皆さんがふるさと旭川について理解を深め、この先のまちづくりを考える機会を創出するため、旭川市民の日制定記念事業を実施いたします。

事業の内容といたしましては、市民の日の前日になりますが、7月31日、日曜日の午前10時から、市民活動交流センターC o C o D eにおきまして、あさひかわ市民活動見本市を開催いたします。また、市民の日である翌8月1日、月曜日、午後5時から、市民文化会館小ホールにおいて、旭川市市制施行100年・旭川市民の日制定記念シンポジウムを開催いたします。7月31日の見本市では、市民活動団体等によるパフォーマンスですとか体験コーナー、市民活動展、企画展などを予定しております。また、8月1日のシンポジウムでは、「未来へつなぐ！旭川の歴史と私たちの思い～100年の歴史が育む郷土愛と持続可能な地域づくり～」をテーマとして、基調講演の講師として俳優、タレントである「TEAM NACS」リーダーの森崎博之氏をお迎えするほか、その後、パネルディスカッションとしまして、パネリストに森崎氏のほか、イラストレーターのあべみちこ氏、それから株式会社VOREAS代表取締役社長の池田憲士郎氏、上野ファームの上野砂由紀氏によりまして、今津市長をモデレーターに、旭川に対する思いや日頃の地域活動、持続可

能な地域づくりに必要なことなどについて意見交換を行ってまいります。

以上の2つを柱とした事業でありますけれども、市民の日である8月1日には、市有施設の無料開放やバス無料デーの実施を予定しているほか、スタンプラリーも実施する予定となっております。こうした事業によりまして、年齢や性別にかかわらず、誰もが気軽に楽しく、本市の歴史や文化に触れながら、市民活動や地域活動に対する動機づけ、あるいは励みとなる機会を提供したいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はございますか。

○室井委員 まず、森崎さんが基調講演ということなんですけど、森崎さんと旭川との関係性というのをちょっと教えていただけますか。

○林市民生活部長 森崎氏は、旭川西高等学校出身ということ、また、地元とのつながりの中で、地域でも様々な取組をされているということで、地域にゆかりのある方という面を重視しましてお願いすることにいたしました。

○室井委員 たしか、東川町出身だよね。高校が旭川ということで、通っていた中で旭川を見てという感じなのか、お願いする以上はどういう視点でお話をしてもらいたいと要望を出しているんですか。

○林市民生活部長 テーマにつきましては、先ほど申し上げましたように、旭川の歴史を振り返ったり、今の活動を通じて、将来に持続可能な地域づくりとしてどういった取組がいいのかということテーマにするわけですけれども、現在、森崎氏におきましては、先ほども申し上げましたけれども、所属するオフィスとかでは、地元北海道全般で活躍されています。また、森崎氏におかれましては、ただいま委員のほうからもありましたけれども、確かに東川町の御出身です。そういった中で、旭川の高校にも通っていたということで、この地域には非常に思い出も含めて強いものがあって、地域のこともよく御存じだという視点から、そういったテーマで御自身の活動ですとか、今後にどういった思いを持っているか、そういったことを中心にお話をいただければということでお願いしているところであります。

○室井委員 分かりました。

○佐藤委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わり出席している理事者につきましては退席していただいて結構です。

次に、保健衛生及び福祉に関する事項についてを議題といたします。

まず、介護保険料に係る還付事務の遅延について、理事者から御報告願います。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 介護保険料の還付業務に関わる事務の遅延につきまして、御報告申し上げます。

初めに、本件に関わる主な事務処理の流れでございます。

介護保険の第1号被保険者の方が亡くなられ、介護保険料に還付が生じた場合には、還付を受けの方の氏名、振込先等の還付に関わる届出に基づき、過納となっている還付金をお返しすることとしております。この手続について、令和2年度までは、亡くなられた被保険者の方に関わる還付金

が生じた後、相続人等の調査を行い、この調査で判明した相続人等から還付先、その他必要事項の届出を受け、事務処理を行ってきたところでございます。この場合、相続人等の調査に時間を要することもあり、還付処理が完了するまでに亡くなられてから1年以上経過する事案もあったことから、令和3年度からは、被保険者が亡くなられ、窓口で介護保険被保険者証の返納があった場合、還付金が生じる可能性の有無にかかわらず、相続人代表者を記載した申立書の提出を求め、その後、還付金が生じた際には、この申立書に基づき、速やかに還付処理を進められるよう、新たな事務手続を導入したところでございます。

次に、本件に関わります経過等について御説明いたします。

令和3年度決算に向け、還付金の処理状況を点検していた中で、システムへの入力誤り、入力漏れ等があったことから、昨年度中に受理した申立書、全3千504件について、その処理状況を調査したところ、還付がなされていないものが判明したところでございます。その内容についてであります。対象者数としては52人、還付すべき額の合計は38万8千500円でありまして、1人当たりの還付額としては、最も多い方で2万7千800円、最も少ない方で100円となっております。このたびの還付処理がなされていなかった方々につきましては、7月5日付で、手続が遅れたことに対するお詫び文と還付金が生じている旨の通知をお送りし、7月14日に御指定の口座へ還付金の振込を行ったところでございます。

本件につきましては、事務手続の手順を見直すことに伴うチェック体制が十分にできていなかったことなど、組織としての対応の甘さが原因と考えておりまして、今後は、正確なシステムへの入力や確認の徹底はもとより、還付事務に関する一連の工程をフローチャートで整理し、手作業で行う処理など、確認のポイントを明確にした上で、申立書の提出者リストと還付済みのリストを突合するなど、確実なチェックを行うことで再発防止に努めてまいりたいと考えております。また、相続人調査を行う必要がある事案につきましては、個別の進捗状況を管理するリストを作成し、複数の職員が定期的に確認することで、事務処理の漏れや遅滞を起こさないよう取り組んでまいります。

適正な事務の執行に当たりましては、日頃から職員に対して注意を喚起しているところではあります。このたび、事務処理の遅延を招いたことで福祉行政に対する信頼を著しく損ねることになりましたこと、誠に申し訳ございませんでした。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、新型コロナウイルス感染症の発生状況について、新型コロナワクチンの接種について、以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 本市におけます新型コロナウイルス感染症の発生状況につきまして、御報告を申し上げたいと思います。

まず、全国的に非常に感染状況が日に日に悪くなっているという状況がございます。特に大都市圏、さらには、今回の特徴として西日本のほうでかなり感染が拡大している状況が見られますし、今まであまり感染者が発生しなかった地方、例えば鳥取、島根辺りも過去最高を記録するなど、全国的に感染状況が非常に厳しい状況になってきております。北海道につきましても、これまでの状

況から一転して増加している状況がございまして、特に札幌市でありますとか函館市、さらには十勝地方などで感染が急増しているというような状況にございます。

それと比較しまして、本市の状況でございますが、お手元の資料を御覧いただきたいと思えます。1ページ目の一番上に発生状況がございすけれども、本市につきましては、感染状況が徐々に増加している傾向となっておりますが、他地域のようにぐんと伸びてきているというような状況にはまだ至っていないところでございます。

1ページ目、真ん中のグラフになりますけれども、人口10万人当たりの1週間の発生者数です。旭川の第6波については、全国とちょっと違う動きがございまして、全国の場合は2月にピークを迎えて、それから落ちてきたということですが、旭川の場合は4月に大きなピークを迎えたということで、これは、BA.1からBA.2への置き換わりの際に感染者が急増したというような状況でございまして、ここにありますとおり、4月27日に過去最高の572.1名というのを記録しております。その後、この谷間がゴールデンウィークに当たるわけですが、ゴールデンウィークを挟みまして反動がございまして増えましたが、それ以降6月の中旬までは順調に下がってきた状況がございましたけれども、それ以降、いわゆる下げ止まりという状況になってございました。7月の中旬に入りまして、逆に、若干ではありますが増加傾向となっております、最新の数字を申し上げますと、7月17日で120.86名というふうになってございます。この数値については、昨年8月をピークにしておりましたデルタ株の第5波のピーク時の数字とほぼ一緒ということになりまして、若干、増加しているというような状況ではあります、感染状況としては、相変わらず蔓延状態が続いているというふうに見ております。

自宅療養・待機者についてでありますけれども、過去最多としましては、4月28日の2千690名ということになっております。最新の数字を申し上げますと、7月17日で431名ということになってございまして、ピークから比べますとかなり減っている状況であります、今後、感染が増えてくれば、それに比してこちらのほうも増えてくるということになります。

続いて、2ページ目になります。濃厚接触者数でございまして。過去最多で申し上げますと、5月16日に1千557名ということですが、現状では、7月17日現在で350名ということになっております。ただ、一度減ったものがまた7月12日から300名台になっているということで、濃厚接触者についても、今後、感染状況が悪くなれば、それに比例しまして増えてくるということになります。

一方、病床の稼働率でありますけれども、第6波の最高では、2月21日の47%というのがピークになっておりまして、その後、4月の山もありましたけれども、その際にはそこまで稼働率が上がらなかったということにございまして。現状といたしましては、7月17日現在で5.8%というふうになってございます。

また、2ページ目一番下に、今回初めてつけましたけれども、病院ごとの病床の確保数、そして使用数ということが載っております。これまで5つの基幹病院のみで入院患者を扱ってまいりましたが、このたび、旭川圭泉会病院のほうで5床用意をしていただきまして、実際にもう既に入院患者が発生しているというような状況で、今後、5基幹病院にプラスして1医療機関の合計6医療機関でコロナの専用病床を有し、治療に当たっていただくということになります。なお、圭泉会病院につきましては、特に、精神疾患を持っている方などが入院しやすい病棟になっておりまして、潜在

的に感染が拡大していきますとそういった方々の入院も場合によっては出てくるということで、そういった意味では、圭泉会病院に加わっていただいたことは非常に市保健所にとってプラスになるというふうに考えてございます。

資料の最後になりますが、クラスターの状況でございます。今年度に入りまして32件のクラスターが発生しているところでございますが、現在は、御案内のとおり、疫学調査をハイリスクな方々や施設に絞って行っている関係上、クラスターの発生場所についてもそのようなハイリスク施設が中心となっているところでございます。潜在的には、本来であれば、学校でありますとか保育所、あるいは企業であったり、いろんな場所でクラスターが起きている状況にあるであろうというふうには見ておりますが、市保健所として認定しているクラスターにつきましては32件となっております。なお、現在動いている最中のクラスターは実は一件もなく、今は、全てのクラスターが収束している状況でございます。本年度から来ていただいております感染症対策官のほうでかなり火種になっているものを初期消火して、それが広がっていないという部分も見られておりますが、今後、また第6波のように感染拡大が進みますと、やはりハイリスク施設のほうでの感染者というのが出てくるのが容易に想定されておりますので、そのような準備を現在しているところでございます。

続いて、最後になりますけれども、オミクロン株のBA.5系統の陽性者が確認されたことにつきまして、御報告を申し上げたいと思います。旭川市内で発生しました新型コロナウイルス感染症の陽性者について、北海道立衛生研究所のゲノム解析によりまして、BA.5系統が確認されたということでございます。

本市におきましては、変異株の発生動向を監視するために、令和4年3月21日から、週に2検体を道立衛生研究所のほうに送付いたしまして、ゲノム解析を行っていただいております。そのような中、7月8日に同所の検査によりまして、市内で初めてとなりますオミクロン株のBA.5系統の陽性例が確認されたものでございまして、これは、7月5日に送った検体のうちの1検体でありました。この患者さんでありますけれども、同居家族の濃厚接触者といたしまして、本年6月29日に市保健所におきましてPCR検査を行いまして、陽性が確認されたと。その検体を道衛研のほうに送ったということでございます。患者さんの状況でございますけれども、症状につきましては熱発、あるいはたん、全身の倦怠感ということでございまして、これまでのBA.1、BA.2の典型的な症状と同じような形でございまして、最終的に自宅で療養をしていただいておりますが、現在は既に療養解除になっているところでございます。

以上、最近の発生状況とBA.5の陽性者の確認について御報告を申し上げます。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 ワクチン接種について、資料に基づき2つの報告と、4回目の接種拡大について御報告します。

1つ目ですが、資料、新型コロナワクチン接種の状況についてを御覧ください。左上の全体の表のうち、3回目の接種は20万6千352人、全市民に対する接種率は62.3%となり、全国の水準に並びました。なお、対象となる12歳以上の接種率では67.9%となっています。下の年代別の表ですが、全体的に接種は進んでいますが、30代以下は1、2回目の接種率と比較して低い状況です。一番下の4回目の接種実績では、接種人数は合計欄の3千964人となり、人口に対する接種率は1.4%ですが、18歳から59歳、約15万3千人のうちで、基礎疾患等のある方

からの接種券の申請は6千290件です。このため、表の一番右側ですが、対象人数となる約14万人に対する接種率は2.8%となり、このうち、既に接種券をお送りした方は約3万8千人となっています。

2つ目ですが、資料、新型コロナワクチン接種促進キャンペーンについてを御覧ください。先ほどの資料でお話ししましたとおり、若年層の接種率が低い状況であり、第7波の到来が懸念される中、感染の再拡大を警戒しています。このため、接種について関心を高めていただくための取組を進めています。

まず、1つ目の丸の「ワクトクあさひかわ」を本日から9月19日までの期間で実施します。内容は参加方法のところに示していますが、3回目のワクチン接種済み証、接種証明アプリなどを提示することにより、協力事業者で割引やサービスが受けられるものです。協力事業者は、現在60となり、本日、市のホームページで発表しています。

次に、2つ目の丸ですが、市のホームページ内のワクチン特設サイトに若者向けのページを開きました。内容は、若い方のワクチン接種をしていただいております医師のインタビューのほか、ワクチン接種をされた若者の声を掲載し、接種について身近に感じてもらうと考えています。

次に、一番下の丸ですが、市内の中学校や高校へワクチン接種についてのチラシを配付します。これは、教育委員会と相談しながら、ワクチンの接種方法や効果や副反応について分かりやすく解説したチラシを作成し、夏休み前となる今週中に各校にお配りします。内容については、接種の強制にならないよう配慮し、御本人や御家族で理解を深めたり、話し合ってくださいとお願いしたいと思います。

最後ですが、資料は御用意していませんが、4回目の接種対象の拡大について御報告いたします。

先日、国から、4回目の接種対象が医療従事者や高齢者施設従事者などにも拡大されるとの方針が示されました。まだ国から詳しい情報は来ておりませんが、今週末の22日に厚生科学審議会での審議を経て正式に決定される予定で、実際には、来週から接種が始まるのではないかと想定しています。接種券の発行には、接種者の抽出や印刷、発送などでどうしても時間がかかります。既に接種券の発行準備に着手しており、今週中に医師会や医療機関、また、高齢者施設に接種の概要をお知らせする予定です。今後、国からの情報が入り次第、速やかに対応してまいります。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はございますか。

○小松委員 何点か質問をさせていただきます。

今、全国的にもBA.5への置き換えと見られる拡大が非常に心配をされています。浅利部長の報告にもあったんですが、全国の広がっている地域から見ると、北海道も広がっているんですが、そこまで行っていない。北海道の中でも旭川は、増えたり減ったり、よく分からない状況だと。

お聞きしたいのは、この新型コロナウイルス感染症は、これまでもそういうばらつきがあって、本州から、若干時間の経過を見て北海道で広がる、北海道の中でもばらつきがあるということの受け止めでよいのか。以前、道内各地域が落ち着いているときに、旭川がどんどんどんどん増えていた状況もあるんですが、全国的に増えてくるときに落ち着いている、これをまずどのように見ているのかということをお聞きしたいと思います。あわせて、今の感染の状況は、市中感染ということなのかどうなのかもお答えいただきたいと思います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 まず、本市の状況でございますけれども、

これまでも本州方面、首都圏等で感染が拡大していったものに対して、タイムラグがあって、旭川もということで、比較的、旭川市はスロースターターでございますが、一度アクセルを踏みますと一気に加速するというような特徴を持っておりまして、その加速が結構長引くと。ほかの地域で感染が縮小していくにもかかわらず、旭川だけが残っているという状況もこれまでは見られております。今後、感染拡大をしていく要素としてというか、いろんな要素があるわけでありまして、今回、感染拡大が見込まれるものとしたしましては、やはり、時期的に夏本番を迎えて、北海道観光の真っ盛りというか、トップシーズンを迎えるということで、人の出入りが多くなりますし、イベント等も通常どおり開催されるということで、外に出かける機会が多くなったり、人との接触の機会が多くなるということになります。そこに、悪いことにB A. 5という新たな系統の株が出てきてしまったということで、減る要素は全くなく、増える要素のみというような状況でございますが、タイミングはちょっと正直言って分かりませんが、多分、この1～2週間後ぐらいから状況的に悪化していくのではないかなど。早ければ今週、遅くとも来週、再来週ぐらいから悪化していくのではないかなどというふうに見ているところであります。

市中感染のお話でございますけれども、現状といたしましては、やはり、最近、7月に入ってから少し増加傾向というふうに御説明させていただきましたが、その特徴といたしましては、クリニックからの陽性者の探知が増えてきているということになります。クリニックというのは、基本的には初発患者を拾いますので、そういった意味では市中感染が進んできているというような分析ができるかと思えます。なお、初発患者が増えることによって、当然ながら、濃厚接触者が増えます。濃厚接触者というのは、ある意味陽性になる予備軍ということで、同じ検査をしていても、通常の市民の方と濃厚接触者の方とを比べますと、当然、陽性率は濃厚接触者のほうが高くなります。つまり、初発患者が出ると濃厚接触者が増え、そして、濃厚接触者の中から、最終的には陽性者が多く出てくるということで、いわゆる負のスパイラルがもう既にスタートしているというふうに見ておりますので、今後、そういった市中感染の動向についても注視していかなければならないと考えております。

○小松委員 今の状況を踏まえて、7月14日だったと思いますけれども、国の分科会の尾身会長が会見を開いたり、厚労大臣も考え方を発信しているところです。

B A. 5の特徴として言われていることは、感染力が強い、再感染もある、免疫を擦り抜ける力が強い、現行ワクチンの中和抗体の効果が低い、どれも不安感が強まることが既に言われてきております。そうした状況の中で、今、全国的にはこうした認識で物事を考えてきているんだろうというふうに思います。これまでオミクロン株では、肺での増殖が以前よりは低下しているということも一時言われていたんですが、B A. 5は増殖が見られると。これはマウス段階とか、そういう段階での発表なんですけど、非常に不安感が強まるのが発信をされています。

これまでと違うという認識について、部長からもコメントをいただければと思います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 新型コロナウイルスのもともとある通常株と言うんでしょうか、それから、アルファ株、デルタ株と来ましたが、デルタ株までについては、委員のおっしゃるとおり、特に肺炎症状が出る、しかも一気に、本人が気づかない中で肺炎症状が進んでしまって、気づいたときには手後れだったり、あるいは重症化というものを招いていたということではありますが、現在のオミクロン株になってからは、比較的、肺炎症状が出づらい。ど

うやらウイルスが全身を回るのではなくて、喉の辺りに滞在するというので、肺にも行かない。したがって、発熱はもちろんあるんですが、喉の痛みとか鼻とか頭痛とか、そういったものに症状として現れやすく、肺炎には至らないケースがほとんどというような状況でございました。マウスの研究で肺炎症状が出るというようなお話もあろうかとは思いますが、実際、全国的にはもうこのBA. 5への置き換わりが進んでいるという状況で、旭川はそこまで行っていないとは思いますが、多分、全国的にはもう半数以上はこのBA. 5に置き換わってきているのではないかなという見方も出ております。今後、その辺の症状の出現の仕方等については、早くBA. 5に置き換わっているところの状況などを見ながら、そして専門家の意見等を注視しながら対応していきたいというふうに思っております。

それこそ各株への置き換わりが進むときに、それに合わせたように入院患者が多くなるというのが、アルファ株のときも、デルタ株のときも、そしてオミクロン株の1月、2月もやはりそういう状況が見られましたので、今後、BA. 5が主流になったときには、やはり同じ現象が起きる可能性があるということで、市内のそういった患者さんの動向も注視しながら、適正な医療提供体制というものをつくっていききたいというふうに考えております。

○小松委員 先ほどの報告の中で、ゲノム解析は、週に2検体を道に送って分析してもらっていると。感染者の数から見ると非常に少ないですが、オミクロン株へ移り変わるときも検体数というのはこの程度だったのかどうか、お聞きをいたします。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 デルタ株からオミクロン株になるときには、一部、市の保健所でも検体を検査することで、いわゆるデルタマイナスと言いまして、デルタ株を否定する株、これがイコール、オミクロン株というようなみなし方でやっていた経過がございました。ただ、現状で、オミクロン株の中の、いまだにBA. 1はたまに出るんですが、BA. 1、BA. 2、そしてBA. 5、そういったものを見るためには、やはりゲノム解析がどうしても必要になってしまうので、道衛研に送らざるを得ない。道衛研サイドとしても、旭川だけではなくて、全道各地の監視を行う必要があるということで、モニタリングの中の一つとして旭川は週に2検体が当たっているというような状況でございますので、確かに検体数は少ないわけではありますが、全体の傾向としては、BA. 1がBA. 2に置き換わったときのように、一定限の判断はできるのではないかなというふうに考えております。

○小松委員 なかなか厄介な変異株に対する対応策が迫られていると。

尾身会長もいろいろ言っているんですね。一つは、全国的に注視されているのが、行動制限がいつ発せられるのかということでもあります。これは、各自治体においても同じだというふうに思います。尾身会長は、感染を抑えながら社会経済を回したいという社会の要請があるから、当面、制限はしない、しかし必要になれば1日でも発するというようなことを述べられていて、言わば、これまでもそうだったんですが、相反するというか、矛盾する対応策を並行的にやるというのが今の状況であります。

もう一つ、これは改めて最後に部長にもお聞きしたいんですが、尾身会長は、これまでいろいろ経験をしてきて、感染はより広がりやすくなっている、リスクの高い場面は変わらない、そうした中で、国や自治体だけでなく市民一人一人が徹底した対策をしてもらうことが重要だ、行動制限はかけないんだけど、そこに注意してもらうことが必要だと。

それから、これは今日はこれ以上質問しませんが、もう一点述べているんですね。要は、今の第2類のままでいいのか、あるいは、第5類に移行するのか。これは、第7波収束を待つのではなくて、この中でも検討していかなければならないということが述べられています。分科会としても、これまでも様々な角度から論議はしてきていて、今の状況について、今後どうするかということはいろいろな角度から検討をしている、だから、結果を見なければ、あるいは時間を経て振り返ってみなければ、何が正解だったのかというのは分からないのが現状だと思います。

そこで1点、いろんなことが心配されるんですが、全国の中で、学校等での感染も広がっているということが言われています。自宅での感染も増加傾向にある。ここまで、一定の現状について確認されているというか、傾向が示されているんですが、行動制限は今はやりませんよと。家庭は、それぞれが非常に注意しながらということになるんだけど、児童生徒は、学校が開かれていけば行かざるを得ない。非常に難しい判断です。旭川市の場合は、他の公共施設も今のところ開放し続けるということです。この学校についてどのように考えたらいいのか、あるいは注意していったらいいのかということを保健所の立場で、お考えをお聞きしたいと思います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 学校での対応ということでございます。

まず、BA.5への置き換わりが今後進んでいくとは思いますが、幸いなことに、この後夏休みが来るということで、一部、部活等で引き続き通う方もいらっしゃると思いますが、そういった意味では、これまで毎日学校に通われていた方が集団で感染するリスクが、学校が休みに入ると減るといったような傾向、これはゴールデンウィークのときもやはりそういったような傾向が出て、ただし、ゴールデンウィーク明けには一気にまた増えたというような状況がありましたが、時期的には、比較的幸運な時期を迎えたかなというふうには思っております。ただ、潜在的には、以前の通常株やアルファ株、デルタ株の時代は、比較的小子どもが感染しづらいというふうに言われておりましたが、オミクロン株はもう一切関係ございません。

そういった中で、学校での対策ということになります。まず、先ほどワクチンの報告もあったとおり、若年層、特に接種対象となっている子どもたちの接種がやはり進んでいない。これは、旭川のみならず、全国的なわけでありまして、やっぱりそういった裏返しの部分で、感染の拡大がこういった年齢層で起きているということは言えるかと思っております。そういった意味では、ワクチン接種について、お子さんをお持ちの各御家庭については、一度ちょっと立ち止まって、お考えいただきたいというふうには思います。

あとはやはり、この季節になりますと、非常に暑い季節になりますので、一番効果があるとされているマスクが結構しづらい時期になってきております。北海道の夏も最近暑いもんですから、そういった部分では、特にお子さん同士で学校内で触れ合う場合には、やはりマスクの着用、あるいは手洗い等々の基本的な感染対策をやっていただくしかないのかなというふうに考えております。

先ほど来、尾身会長のお話が出ておりましたが、最終的には、個人個人の感染対策をやらなければこのコロナに打ちかつことはできません。そういった意味では、やはり子どもたちにも協力をさせていただいて、例えば、学校単位で一定の取組がなされるとか、そういったことも含めまして、期待していきたいというふうに考えております。

○小松委員 部長のおっしゃるとおり、一人一人、家族を含めて、どういうふうに注意していくのかというのが非常に重要だと思います。そう言いながらも、この後、旭川市においては、先ほど報

告もありましたけども、市民の日制定記念事業をはじめ、様々なイベントが予定をされています。要は、人流が増える、感染リスクが高まる、こうした状況を一方で作りながら、個人個人が注意して、家族も含めて注意するというのは、これはまた必要だとしても、矛盾する流れだと思うんです。それを論じる場所ではありませんので、これから、今まで中止してきた様々な取組が旭川市主催等で行われるわけですが、浅利部長として、保健所、感染症対策部署として、何を行政内に発していくのか、これが1点です。

もう一点、最後の質問ですが、市民に、必要なことを長々と述べたとしても、全部が印象に残るわけじゃないし、全部が消化できるわけでない。特に、今の状況下で、市民に強く意識をしてもらいたい、保健所として発信したいということについて、お示しいただければと思います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 まず、イベントについてでございます。これまで2年間、イベントというイベントはほぼほぼ中止をしてきたというような経過がございますが、今は、国のほうでもそうですけども、いわゆるウイズコロナということで、コロナの発生の対策をしながら、一方で、いろんなことを正常に戻していきましょうというような流れになっておりまして、本市でも、特に夏ですから、様々なイベントが今後控えているというところであります。保健所といたしましては、もちろん主催者あつてのイベントでございますので、主催者側が判断した中で実施されるということでありましたら、せめて主催者側の責任として、やはり、様々な感染対策を当然ながら行っていただきたいという思いはありますし、その基準となるようなチェックリスト的なものを私どものほうで作りまして、市役所全体にそういったものを共有させていただき、それぞれ関係する部局が主催者側とお話をする際に、それを参考にされたいということで流している状況であります。

これまで、屋内のイベント、例えば、成人式なども行われましたけれども、一定限、マークすべきところというのは屋内ということ、ある程度分かっているんですね。ところが、屋外のイベントというのは、これまで本当に2年間、全然やってきていないので、こういうところが危ないということはもちろん何となくは分かっておりますが、それに対する対策とかというものはなかなか見つけづらい。あるいは、他都市でいろんなチャレンジをしている中で、そういったものも私どもとして参考にしていきたいというふうに思っておりますが、何より、主催者側が気をつけるというよりも、やはり参加する側、先ほどの話に戻りますが、それぞれの方々のほうで基本的な感染対策をしていただくということを前提としてお出かけいただきたいということでございます。ウイズコロナですから、我々としては、最大限こういうところを注意してほしいということは今後も発信していきたいというふうにも思っておりますし、関係部局ともそういったお話を進めていきたいというふうに思っております。

もう一点、今、市民に対してどういったことを訴えていきたいかというようなことでありますが、これから多分、第7波というんでしょうか、感染拡大が進んでいくかと思えます。現時点でももう既に蔓延状態がずっと続いているということでもあります。そういった意味では、この場で言うものなんなんですけども、自分の周りにもう陽性者がいるというようなことを常に思っていて、緊張感を持って対応していただきたいということ、そして、いつ、どこでもらってくるか、あるいは、自分が分からないうちに他人にうつしてしまうということも正直あり得るお話ですので、やはり一つは、大事な家族などを守っていただくためにも、緊張感、また、もらってこないという意識を常

に高く持ち続けて生活していただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げたとおり、観光のトップシーズンで、いろんな方が旭川に来られるわけですから、そんな中で、いろんなものが持ち込まれてしまうということもやはりあるもので、それは防ぐことができないとするのであれば、やはり自分を守る行動に移っていただくしかないかなというふうに思っております。

○小松委員 大谷翔平の二刀流はみんな拍手喝采なんですけど、このコロナをめぐって、経済活動と感染対策の二刀流はなかなか難しいということだというふうに思います。

浅利部長には以上で終わりです。ありがとうございました。

ワクチン接種について1～2問伺います。

一つは、報告がありましたけども、国の方針が変わりました。BA. 5の感染状況を見て、医療従事者と高齢者施設の従事者、この方たちにも4回目のワクチンを接種するという方向性が示されました。決定はこの後になりますが、私はこれを歓迎したいという立場です。しかし、委員会でも若干、私は意見を述べたんですが、そもそも、3回目まではもちろん重症化を防ぐということに重きを置いているんですが、感染予防対策としても位置づけられていたんですね。4回目からは、ざっくり言うと、予防対策としてはあまり意味がない、重症化を防ぐためのワクチン接種として考えるという方向性が示された。

それで、今回、医療従事者及び高齢者施設の従事者に4回目のワクチンを接種するというこの説明を聞きますと、これらの従事者が感染してしまうと大きな影響を及ぼす、施設内に感染を広げてしまったり、入院患者に広がってしまったり。よって、予防対策として位置づけたわけですね。今までの説明とは異なる考え方で方向を転換したと。何がしかの予防対策効果があるとするれば、年齢制限は一応60歳以上ってしながらも、これ未満であっても希望する人に接種してもらうという考え方も私は当然あってしかるべきだと思うんですよ。やることは、私は反対しないし、歓迎するんですが、どうも整合性が取れていないと感じるんですが、見解をお聞きいたします。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 4回目のワクチン接種については、接種開始当初から、医療従事者や高齢者施設の従事者に接種したらどうかというような議論があり、自治体からも要望が上がっておりましたので、今回、対象範囲が広がったということは、医療体制の維持に寄与するものと私も期待しております。

今回の4回目接種の目的というのは、重症化予防ということが主眼であるということになっておりまして、確かに、感染予防効果というのは、3回目までと比較して短期間しか維持しないというような研究結果が出ております。それを基に4回目接種の判断を国もされたと思うんですけど、ただ、4回目にしましても、感染予防効果がゼロということではなくて、50%近く予防効果があるということですので、今回、急激な蔓延ということで、やはり、医療体制の維持ということで急遽方針を転換したんだというふうに思っております。

また、委員からもありましたように、今は、若い方は基礎疾患のある方だけが対象なんですけども、ただ、それ以外の方でも、例えばアレルギー体質の方で、風邪を引くと物すごくせきが出やすいとか、すごく熱が出て寝込んでしまうという方もいらっしゃいますので、やはり、そういう方はワクチン接種をあらかじめしておくというのは、重症化予防ですとか、ある程度、低いながらも感染予防効果があるということですので、一定の効果はあるのかなと、私自身の考えですけど思っ

おります。

現在、いろいろと研究が全世界で進んでおり、今回も国のほうで接種拡大をとという方針が定められました。今後、国も動きを注視していきたいと思っております。

○小松委員 対策監に最後の質問ですけれども、今後、今の状況下で、条件つきを含めてワクチン接種を進めていく、より多くの人に接種をしてもらいたいという気持ちだと思っております。

市民の皆さんに、最も力を入れて訴えたいことがあれば、お聞かせください。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 ワクチン接種については、コロナにかかわらず、今まで、ワクチンによって人類の多くが病原体からの脅威を克服してきたということもありまして、今回のコロナのワクチンについても、接種することによって明らかに感染者、重症化、死亡の数が改善されているということが確認されています。

今、全体的にはワクチンに対して一定の理解は得られているというふうには感じております。ただ一方で、やはり、副反応の関係ですとか、いろいろなことでワクチンに対して不安を持っている方がいらっしゃいます。その中の多くは、なかなか都合がつかなくてワクチンを打つタイミングがないという方もいらっしゃいますが、実は、ネット上の根拠が不確かな情報に非常に左右されて、ワクチンに対して過度な不信感を持たれている方という方もいらっしゃいます。その中の一例としては、やはり今回、承認までの期間が短いということで不信があるという方もいらっしゃいますが、ただ、その承認についても手を抜いているわけではなくて、予防接種法に基づいて、普通の承認と同じように3段階のステップを踏んで、しっかり治験というものを通して承認されておりますので、ワクチンの信頼性というのは、やはり国でもしっかり保証されていると思っております。また、副反応についても、やはり、重い方も確かにありますし、私も少し、1日ぐらいは調子が悪くなりましたけれども、副反応というのは接種した後、数日間起きるということで、ある程度予測できます。ただ、感染しますと、重症化するリスクや、どんな症状が出るか分かりませんし、今、問題になっております後遺症というのもやはり起きる確率が大きいので、副反応のリスクと感染した場合のリスクというのをしっかり考えていただきたいなと思っております。

訴えたいことということで最後に言いますと、浅利部長ともかぶるかもしれませんが、やはり、自分のため、または大切な人のため、そしてまちのために、感染対策、そしてその中の一つの重要な取組であるワクチン接種を検討いただきたいというふうに思います。

○小松委員 以上で終わります。

○佐藤委員長 他に、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わり出席している理事者につきましては退席していただいて結構です。

次に、清掃及び環境に関する事項についてを議題といたします。産業廃棄物の次期処分場の整備について、この件につきまして、小松委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

○小松委員 簡単に何点かお聞きします。

何回か議会の中でも取り上げてきました。2002年以降、産業廃棄物については、あわせ産廃のこれまでのやり方から変更して今の状況をつくって、今日に至ってきているわけでありまして。当

然、処分場は、時間の経過とともに搬入に限界が生じますから、一般廃棄物処分場と同じように、次から次へと新しい処分場へ移行して、スムーズに流れをつないでいくということが必要であります。

現在、旭川振興公社が運営している産業廃棄物の処分場は令和10年度までという当初の計画でありましたが、持ち込まれる処分量というのは、これは誰しもが正確に予測することができません。2年ぐらい閉鎖が早まるかもしれぬということも私は公社から聞いて、議会でも質問をしてきました。行政として、今の段階で、現処分場がいつまで稼働可能だというふうに判断しているのか、お聞きをいたします。

○笠井環境部廃棄物政策課主幹 旭川振興公社が運営する管理型産業廃棄物最終処分場の埋立ての見通しにつきましては、現在のところ、令和8年度中に計画している容量に達する見込みと聞いておりますことから、本市といたしましてもそのように認識しております。ただ、公社からは、できるだけ長く産業廃棄物の受入れができるよう、減容化に取り組んでいきたいとの話を聞いているところでもあります。

○小松委員 計画より2年早まる可能性がある、公社からそう聞いているし、行政もそういうふうを受け止めている。

そこでお聞きをいたします。次期産業廃棄物最終処分場を整備していくということになれば、一つ、大きな課題として用地確保がございます。用地が確保できたとしても、今の処分場を閉鎖するまでに完成するかどうかということが次の問題になってきます。用地が確保できたとして、その後、供用開始までどれぐらい時間が必要というふうに行政として判断しているのか、お聞きをいたします。

○笠井環境部廃棄物政策課主幹 次期処分場の竣工及び供用開始につきましては、公社が想定しているスケジュールに基づきますと、令和4年度に候補地が決定し、令和5年度中に建設用地として決定できれば、そこから各種調査や設計などに取りかかり、工事期間など、全ての工程を含めて、施設の整備に5年程度の期間を要すると聞いておりますことから、工事の竣工は令和9年度、供用開始は令和10年度になるものと考えております。

○小松委員 そうすると、今の状況で見ても、最低1年は空白期間が生じてしまう。今の処分場への持込みが2年前倒しでできなくなれば、1年以上空白ができる。非常にゆゆしき事態になる可能性を否定できない状況にあるということを行政としても認識しているというお答えだったと思います。

私は、自分の調査の結果や自分の考えをずっと述べてきたんですが、あまり行政自ら述べてもらったことがないんで、改めてお聞きをいたします。地域経済にとって、スムーズに処分場の引継ぎができないとしたら、空白ができるとしたら、非常に大きな影響を及ぼすものと思います。そして、行政自体も部局によっては持ち込んでいるわけですね、これにも影響を及ぼす。最終的には、市民も、どこか地域外に運ぶとなれば負担が増える可能性もある。だから、経済界、行政、市民生活にとって、スムーズに閉鎖と次の新しい処分場の開設が引き継がれないとすれば、非常に大きな影響を及ぼすと、私はこれまでも度々指摘をしてきたんですが、行政としての認識を伺います。

○笠井環境部廃棄物政策課主幹 公社が運営する処分場については、昨年度より、旭川商工会議所や旭川建設業協会といった経済界からも市に対して要望書が提出されるなど、地域の経済活動にと

って欠かすことのできない重要な施設であり、大きな影響を及ぼすものと認識しております。また、本市が行う公共事業についても、産廃処理においては公社の処分場を使用している事業が数多くあることから、受入れが困難となった場合には市外施設での処理も必要となり、事業費の増加などの影響が考えられるところであります。

○小松委員 これも私は述べてきたんですが、一般的には、法律で、この産業廃棄物処分場について、行政の取り組むべきこと、基礎自治体は何かをしなければならないという縛りはないんです。しかし、旭川市のこれまでの経緯から見て、行政が果たさなければならない責任や役割は、私は相当重いものがあるというふうに考えています。仮に、産業廃棄物が搬入できなくなる、そういう場合、どこに責任があるのか、どこにも責任がないのか、そして、仮にそうなった場合に、行政としてどう対応するつもりなのか、お聞きをいたします。

○小池環境部廃棄物政策課長 産業廃棄物の処理責任は、今、委員からもありましたとおり、排出事業者にあり、仮に空白期間が生じた場合であっても、自ら他の処分場を確保する必要があるというのが原則になります。しかしながら、経済界から要望書が提出されていることや、現在の公社の産廃処分場が設置された経緯、それから、地域経済の下支えなどの観点から本市が地域に産廃処分場が必要と判断し、公社に対して次期産廃処分場の設置を依頼したという経過を踏まえましても、市に一定の責任があるものと考えております。このことから、本市といたしましても喫緊の課題である用地の確保をはじめとして、公社が必要とする支援を行い、できるだけ空白期間を生じさせないために取り組んでいるところでございます。

○小松委員 ずっとそういう趣旨の答弁で来ているんですよ、1年間。スピード感を持って取り組む、できるだけ空白期間が生じないように取り組む、それで1年間過ぎてきて、現状は、相も変わらず、1年ないし2年の空白期間の可能性が非常に強いということも皆さん方が認められて、どう対応するんですかって聞いたら、空白が生じないように対応していきたいという、押し問答みたいになっているんですね。今日聞いて今日答えるという課題でないんですよ、これ。ずっともう1年以上やってきているんです。だけど、答弁が変わらない。生じないようにしたいという気持ちだけで、どうその方向に向けて取組が進んできたのかということあまり語られないんですね。そのことは強く指摘しておきたいと思います。

それで、まず第一の課題は用地確保なんですね。振興公社とどのように連携して進めてきているのかをお聞きいたします。また、用地の確保については、第一義的な責任は公社にあるのか、あるいは、これまでの経緯に照らして、行政が相当大きな第一義的責任を負う立場にあるのか、お答えをいただきたい。

○小池環境部廃棄物政策課長 まず、用地確保に向けた連携についてですが、現在、次期一般廃棄物処分場の候補地選定において得られた土地データについて情報提供を行っていますほか、産業廃棄物処分場の候補地を選定するに当たっての必要な条件整理のために、外部機関への訪問にも同行しながら公社との協議を重ねるなど、市も横並びになって必要な対応をしているところでございます。

用地の確保につきましては、設置者である振興公社が主体となり行うものでありますが、本市の次期産業廃棄物処分場の設置要請に対する公社からの回答におきましても、用地確保を課題の一つとして挙げ、市に支援を求めていますことから、市も責任を持って取り組まなければならないと

いうふうに考えております。

○小松委員 用地確保について、現在の到達状況をお聞きます。

○小池環境部廃棄物政策課長 現在の進捗状況につきましては、先ほども述べました本市から情報提供した土地を含めまして、複数ある土地データの中から、公社において建設するに当たっての諸条件を勘案しながら候補地の選定作業を行っているところであり、近々に優先順位の高い候補地の絞り込みを行う予定と聞いております。その後につきましては、地権者に対して事業内容を説明し、理解を得ながら土地の売買の意向確認を本格的に実施し、本年度内には候補地を決定すべく取り組む予定であるというふうに聞いております。

○小松委員 今、答弁があった方向で順調に進んだとしても、1年間の空白の可能性が非常に強い。改めてそれを述べておきます。

私は、地域経済にとって大きな課題だというふうに考えているんですよ。それも、ずっと何回も述べてきた。そこをしっかりと、全庁的な課題として受け止めておられるのかどうか、お聞きします。例えば、どの場所か分かりませんが、これから用地確保に当たっていくと私有林があるかもしれない、農地が近いかもしれない、そうなれば、所管は農政部ですよ。空白をつくらぬように何とか取り組んでくれと経済界から要請がある、これは経済部ですよ、所管は。総合的に検討すると総合政策部なんですよ。今、環境部がやっている。環境部はどちらかというと、設置の申請に対して審査する側ですよ。それを、前回は環境部が担ってきたから今回もやる。全庁的な位置づけがしっかりとされてきているのか。これまでの経過についても併せてお答えをいただきたいと思います。

○富岡環境部長 昨年11月に本市から公社に次期管理型産廃処分場の設置を要請しておりますけれども、その前段で、副市長と関係部長が集まって庁内会議を設置して、全庁的な検討を進めてきたということでありまして。その中で、今後も本市において、現在と同様の産廃処理体制が必要であるということ、あと、アンケート調査の結果として、公社以外に管理型産廃処分場の設置を計画している事業者がないといったことで、公社に次期管理型産廃処分場の設置を市から要請するというところ、この2つを取り決めたところとございまして、これについては、広く関係部局が集まって決めたこととありまして、全庁的な課題として受け止めて対応してきたところとございまして。

現在、公社が建設候補地の選定を進めているというところですが、環境部をはじめ、関係部局が選定の条件整理に必要な情報、データを公社に提供して、また、例えば、道路占用の話でありますとか、下水道に接続する話でありますとか、そういったことについてもそれぞれ個別に公社と協議するなど、各部局が連携を取りながら、この問題に対処してきているというところとございまして。

○小松委員 改めて部長にお聞きしたいんですが、この間、一定の時間をかけて対応してきているんですね、行政も、公社も対応してきているかもしれない。その結果、2年間の空白ができる、あるいは1年以上、1年の空白ができる。こうした不安材料は解消される方向で物事は動いてきているのかどうか、お聞きいたします。

○富岡環境部長 当初、1年半ぐらい前ですね、私がこの問題に取りかかったときには、これは1年で済まないな、下手したら2年ぐらい空白ができるんじゃないかと、正直思っておりました。そういった中で、今、公社と打合せしている中では、このまま公社が受入れの延命化といいましょうか、そういったことをせずに取り組んでも1年ぐらいの空白期間で済むというところまで来ている

のかなとは思っています。今後、やはり、そういった延命化といったことは公社にお願いしないといけませんし、進捗としては早く進んでいるとも思っておりませんが、思ったよりはスケジュール的に順調といえましょうか、空白が短くなるような方向で来ているのかなとは受け止めております。ただ、やはりそれでも空白期間が生じる可能性は大きいと私は思っておりますので、今後はしっかりと、空白期間が生じないようにということは努力しつつ、空白期間が生じてしまった場合はどうしたらいいかといったことについては、先ほど委員からお話がありましたけれども、いろんな方策を市としても今後しっかりと検討していかないといけないというふうに思っております。

○小松委員 今さらというか、1か月でも2か月でも1年でも、期間はいろいろなんだけど、空白が生じたら対応できなくなるという一貫した心配が私はあるんですよ。受入れができなくなったらどうするか、お隣に民間の産廃がありますよ、旭東さん。しかしこれは、その企業が目的を持ってやってきているところだから、単純に公社が受け入れていた部分を受け入れる状況には私はないと思う。市内でなければどうなるか。雨竜に行ったり、美唄に行ったり、しかし、そこで受け入れてくれる可能性は分からないんですよ、うちの処分量からいけば。ほかの地域も計画を持ってやっていきますから、予想外の量が持ち込まれるといっぱいになるのが早まるわけだね。だから、1年の予定が10か月だからいいだろう、8か月だからいいだろうなんという期待は本当にできないというふうに思っています。延命するための搬入規制、これもそう単純ではない。もともと産業廃棄物として指定されているものは、ほかに持っていくことが非常に難しい。そうでない安定型で処分できるようなものほどどこかでいっても、これだって、量によってはそうそう単純でないんですよ。だから私は、今のところ、相当空白期間が生じる可能性が高いが、そこに向けての具体的な考え方、実効性のある考え方は持ち合わせていないのではないのかというふうに思います。指摘で終わろうと思ったんだけど、最後に一言いただいて、私の質疑を終わりたいと思います。

○富岡環境部長 今の段階で、いろいろと具体的にこういう方法があるんじゃないかといったことはこの場で言うことはできませんけれども、頭の中では、やはりそれなりに、そうなった場合の対応策といったことは、しっかりと想定した考えは持っておりますので、できるかどうかのといった可能性も、早い段階で、こういった場、皆さんの前でしっかりと報告できるように、スピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○佐藤委員長 他に、委員の皆様から御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会をいたします。

散会 午前11時26分